

競争参加者の資格に関する公示

相鉄・東急直通線、綱島軌道敷設他に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和2年12月1日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 蓼沼 慶正

1 工事名及び施工方法

- (1) 工事名 相鉄・東急直通線、綱島軌道敷設他（電子入札対象案件）
- (2) 施工方法 特定建設工事共同企業体又は単体有資格者による施工とする。

2 工事場所 神奈川県横浜市港北区綱島東地内

3 工事概要

- (1) 工事内容 本工事は、相鉄・東急直通線、羽沢横浜国大駅起点 7km670m70～8km970m00（延長 1,299.3m）間における弾性まくらぎ直結軌道敷設及び基準鈹設置の工事である。

弾性まくらぎ直結軌道敷設	約 2,599m
基準鈹設置	約 379 箇所

- (2) 工期 契約締結日の翌日から 20 箇月間

4 競争参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出資料

- | | |
|---------------------|-----|
| ア 資格確認申請書 | 1 部 |
| イ 特定建設工事共同企業体協定書（写） | 1 部 |
| ウ 委任状 | 1 部 |

※資格確認申請書様式の入手方法については、本工事の入札公告を参照すること。協定書及び委任状の様式は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出期間

令和2年12月2日（水）から令和2年12月16日（水）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日という。）を除く毎日、10時から16時まで。

(3) 提出方法

当機構東京支社総務部契約課契約係へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

5 特定建設工事共同企業体の構成及び要件

(1) 構成員の数及び組合せ

特定建設工事共同企業体は、次の要件を満たす2者による組合せとする。ただし、経常建設工事共同企業体を構成員とすることはできない。

ア 「平成 31・32 年度工事競争参加資格確認者」のうち当機構東京支社管内（関東）軌道（軌道）（以下「軌道（軌道）」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

(2) 構成員の技術的要件

構成員は本工事の入札公告に記載する競争参加資格要件を満たす者とする。

(3) 出資比率要件

すべての構成員の出資比率は、30%以上であること。

(4) 代表者要件

代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定

特定建設工事共同企業体の協定書は、「共同企業体運用基準について」（平成 15 年 10 月 1 日付け鉄業契第 13 号、鉄計積第 6 号通達）に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

6 認定資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事完成の日までとする。ただし、本工事の契約の相手方以外の者にあつては本工事の契約が締結される日までとする。

7 資格審査結果の通知

特定建設工事共同企業体としての資格については、競争参加資格確認通知をもって認定されたものとする。

8 その他

(1) 共同企業体の名称

「○○・○○ 相鉄・東急直通線、綱島軌道敷設他特定建設工事共同企業体」とする。

※○○は会社名の略称（ただし他社と混同する名称は避けること。）とする。

(2) 問い合わせ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-4-1 (芝パークビル 5階)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

東京支社 総務部 契約課 契約係

電話 03-5403-8732 電子メールアドレス keiyaku.tky@jr-tt.go.jp